

2025(R7)年度版

—ハラスメント防止の手引き(学生用)— ハラスメント相談 利用方法

ひとりひとりの人権
大切に



新潟リハビリテーション大学

相談窓口: 学生支援企画委員会

ハラスメント防止委員会

「ハラスメント」という言葉はよく聞くけれど、ハラスメントって何？

ハラスメントとは、一言でいうと、いろいろな場面での「**嫌がらせ・いじめ**」のことです。

ハラスメント被害にあっている、あいそうだ、と感じた時、無視したり、受け流したり、気にしないようにしているだけでは、状況は改善されません。事態が深刻にならないうちに、

① **嫌なことは、はっきりと「拒否」の意思を伝えること**

② **相談すること**

③ **メールなど証拠を残すこと** 等が望まれます。

「自分が悪いのでは?」、「自分にすきがあったから」と考えて、自分を責めないで下さい。「拒否」の伝え方や解決方法がわからないなどの場合は、専門のハラスメント相談員が親身になって相談のります。

- * 相談に訪れた学生のみなさんのプライバシーや秘密は確実に守られます。
- * 自分が被害者の立場の時だけでなく、もしかしたら加害者になっているかも?と心配な時の相談も受け付けます。
- * また本人からの相談に限らず、ハラスメントをされているのを見て不快に感じる第三者や学生の保護者等からの相談も受け付けます。

ハラスメントのこと

ハラスメントとは

いろいろな場面での「嫌がらせ・いじめ」のことを言います。

他者に対する言動・行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指し、様々な種類のものがあります。

自分が「嫌がらせ・いじめ」を受けているというふうを感じたら、それは「ハラスメント」の被害にあっていることとなります。

また逆に、自分の言動や行動が、知らず知らずのうちに相手を不快にさせていることもあります。

相手や周囲の者が不快と感じれば、すべて「不快な言動」になるのです。

自分が被害者になる場合だけでなく、加害者になる可能性も十分にあります。相手がどのように感じ考えるかは、個人によって違う、ということをしかりと認識して行動しましょう。

学生および教職員は、ハラスメントをしてはいけません！！
どのような理由があっても人権侵害行為は許されません！！

新潟リハビリテーション大学は「個人の人格が尊重されている良好な学習環境で、自己の能力を最大限に発揮できることは、すべての人々に保障されなければならない当然の権利である」と考えます。

この考えに基づき、ハラスメントの防止に積極的に取り組み、全構成員の人権が保証される良好な環境が常に実現されるよう、努力していきます。

大学内の学生に起こりうる主なハラスメントについて

1.セクシャル・ハラスメント

A:セクシャル・ハラスメントとは

時、場所、相手をわきまえずに、相手を不愉快にさせる性的な言動のことをいいます。男性から女性、女性から男性のほか、同性間でも問題になります。

- 教職員が他の職員、学生等及び関係者を不快にさせる場合
(学生が被害者)
- 学生等が他の学生等、教職員及び関係者を不快にさせる場合
(学生が加害者もしくは被害者)

B:セクシャル・ハラスメントになりうる言動

1)発言

- スリーサイズなど身体的特徴を話題にする。
- ひわいな冗談をかわす。
- 性的な経験について質問する。
- 性的なうわさをしたり、からかったりする。
- 「男だったら、そこは耐えなきゃ」「女には無理」などと言う。
- 「男の子、女の子」「僕、坊や、お嬢さん」「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。

2)行動

- 雑誌等のひわいな写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。
- 身体をしつこく眺め回す。
- 食事やデートにしつこく誘う。
- 性的な内容の電話をかけたり、手紙やメールを送ったりする。
- 身体に不必要に接触する。
- 更衣室等をのぞき見する。
- カラオケでのデュエットを強要する。
- 酒席でお酌等を強要する。
- セクシャル・マイノリティーをからかう。

C:セクシャル・ハラスメントに起因する問題

- セクシャル・ハラスメントのため修学上の環境が害される。
- セクシャル・ハラスメントへの対応に起因して修学上の不利益を受ける。

2.アカデミック・ハラスメント

A:アカデミック・ハラスメントとは

研究教育の場における権力を利用した理不尽・不当な行為、または嫌がらせのことをいいます。

- 教職員が他の職員、学生等及び関係者を不快にさせる場合
(学生が被害者)

B:アカデミック・ハラスメントになりうる事例

1)学習妨害

- 図書や機器・器具類を使わせない。
- 授業を受けさせない。

2)指導義務の放棄、指導上の差別

- 教員が嫌いな学生の指導を拒否したり、侮辱的言辞を言ったりする。

3)不当な評価

- 正当な理由なく単位を与えない。

4)学生を萎縮させるような強圧的な対応

- 「卒業させない。」と言う。
- ささいなミスを大声で叱責する。

5)学生を劣等者扱いするような侮辱的な対応

- 「こんなこともわからないで、よく大学に入ってきたな。」と言う。
- 「こんなものを見るのは時間の無駄だ。」と言う。
- 「うちの学生はアホばかりだ。」と言う。

6)暴力

- 殴ったり蹴ったりする。
- 酒席で暴力を振るう。

7)誹謗、中傷

- 「彼みたいなやつが国家試験に受かるわけがない。」と言う。
- 個人情報ばらまいて、当人の大学内での居心地を悪くする。

8)不適切な環境下での指導の強制

- 午後11時からなど深夜に指導を行う。
- 必要のない夜遅い演習や休日の実習を強要する。
- 指導するからと言ってホテルの一室に呼びつける。
- 他人の目が行き届かない状況で個人指導を行う。
- 演習・セミナーの時間が他研究室と比べて異様に長く、くどくど叱責を行う。

9)権力の濫用

- 不当な規則を強制する。
- 親密な関係やプライベートな行動に付き合うことを強要する。

10)奉仕の要求

- 教員の学会発表のデータ作りを、学生に徹夜で仕上げることを要求する。

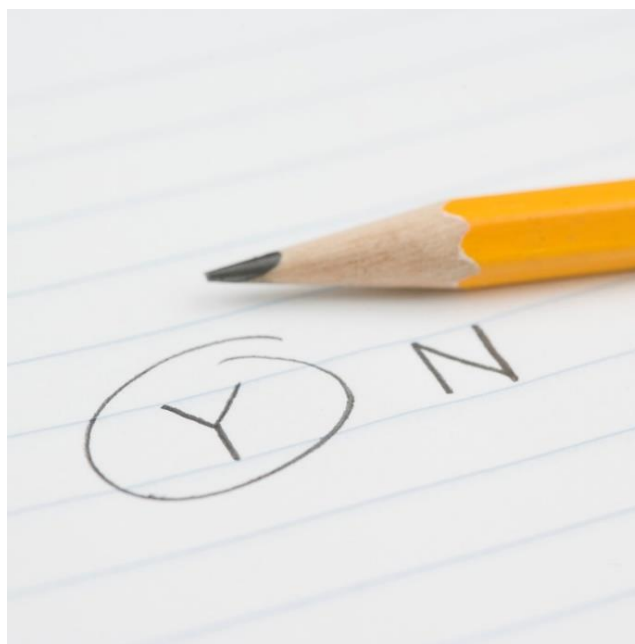
11)プライバシー侵害

- 家族関係・友人・恋人のことなど、プライベートについて根掘り葉掘り聞く。
- 交際相手のことをしつこく聞き、「そういう人はやめたほうがいい。」などと勝手にアドバイスをする。

12)その他 学生がアカデミック・ハラスメントと認知する言動

C:アカデミック・ハラスメントに起因する問題

- アカデミック・ハラスメントのため修学上の環境が害される。
- アカデミック・ハラスメントへの対応に起因して修学上の不利益を受ける。



3. ソーシャルハラスメント

A: ソーシャルハラスメント(ソーハラ)とは

SNS(ソーシャルネットワークサービス)を通して行われる、嫌がらせ行為のことを指します。ソーハラは主に Twitter や Facebook、Instagram などの媒体を介して SNS に挙げることでトラブルを引き起こしたり、相手にストレスを与えたりする行為です。

B: ソーシャルハラスメントになりうる具体例

- 1) 写真や動画を無断で投稿する
 - 友達の失敗動画や写真を面白おかしく投稿したり、学内で撮影した写真や動画を無断で投稿したりするのもソーハラに当たります。
- 2) SNS を使って誹謗中傷をする
 - 最近よく耳にするケースです。言葉は時に武器となり、人の命を奪う可能性があり非常に危険な行為です。
- 3) しつこく友達申請・フォローをする
 - しつこい友達申請やフォローはソーハラになります。
- 4) その他
 - 「いいね」のコメント強要、頻繁に連絡をする、など

加害者にならないために気をつけること

○SNS の使用用途は人それぞれです。コミュニケーションのツールとして用いるつもりでやったことが、ソーハラになる可能性があることを理解しましょう！

○SNS は自由に発信できる場ではありますが、使い方によっては人の命を奪う道具になります。スクリーンショットなどで拡散する可能性を秘めています。そのリスクを十分に把握した上で利用するようにしましょう！

4. パワーハラスメント

パワーハラスメントは上下関係や地位を利用して起こります。職場の上司から部下へのいじめや嫌がらせを指して使われることが多いですが、脅迫や暴言、仲間はずし、無視などは先輩や後輩、学生間でも起こるパワハラ事案です。

ハラスメントをなくすために認識すべきこと

本項では、(学生が加害者になる可能性もある) セクシャル・ハラスメントに限定して述べます。

加害者にならないために、「相手が嫌がることを言わない、行わない」という、人としてのマナーを守りましょう。

1)意識の重要性

- お互いの人格を尊重しましょう。
- お互いが大切なパートナーであるという意識を持ちましょう。
- 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくしましょう。
- 異性を劣った性と見る意識をなくしましょう。

2)基本的な心構え

- 性に関する言動に対する受け止め方には個人差があり、セクシャル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要です。
 - ・親しさを表すつもりの言動であっても、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合があります。不快に感じるか否かは個人差があります。
 - ・この程度のことは相手も許すだろうという勝手な憶測をしないようにしましょう。相手との良好な人間関係ができていているという勝手な思い込みをしないようにしましょう。
- 相手が拒否し、または嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返さないでください。
- セクシャル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限りません。
 - ・セクシャル・ハラスメントを受けた者が、相手との人間関係を考え拒否することができないなど(特にクラブの先輩後輩等、上下関係にある者の間で生じやすい)、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、拒否の意思表示ができないことも少なくありませんが、それを同意・合意と勘違いしてはいけません。
- 大学内におけるセクシャル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分です。
 - ・大学内の人間関係がそのまま持続する歓迎会、ゼミの酒席等の場においても同様に注意が必要です。

ハラスメントが生じてしまったら

修学上の適正な環境を確保するために

- 大学側は、ハラスメントについて問題提起をする学生等をいわゆるトラブルメーカーと見たり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片付けたりしないようにします。
- 学生は、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとりましょう。
 - ・友達や同級生の中でハラスメントが見受けられる場合は注意しましょう。
 - ・被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ってあげましょう。(被害者は「恥ずかしい」「仕返しが怖い」等の理由から、相談をためらうことがあります。被害を深刻にしないように、気がついたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ることが大切です。
 - ・ハラスメントがある場合には、ハラスメント相談員や指導教員等に相談するなどの方法を、ためらわずにとりましょう。

被害者になったら

1) 基本的な心構え

- 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しません。
 - ・修学上の適正な環境の形成のためにも、勇気を出して行動しましょう。

2) 被害を受けたと思うときに望まれる対応

- 嫌なことは相手に対して明確に意思表示をしましょう。
 - ・毅然とした態度をとり、はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要です。しかし、背景に上下関係等が存在し、直接相手に言いにくい場合は、手紙等の手段をとる方法もあります。
- 信頼できる人に相談しましょう。
 - ・まず、友達や同級生等、身近な信頼できる人に相談しましょう。そこで解決することが困難な場合は、大学内の相談機関に相談する方法を考えてください。
 - ・次ページから「ハラスメント相談」の利用のしかたが書いてあります。
- 記録を残しておきましょう。
 - ・相談するに当たっては、ハラスメントが発生した日時・内容等について記録したり第三者の証言を得たりしておくことが望ましいです。

「ハラスメント相談」の利用のしかた

(1)相談の申し込み方法

ハラスメント相談員や事務室職員、もしくは「近くにいる」「相談しやすい」などの適当な教職員に声をかけてください。すみやかに対処します。

ハラスメント相談員(変更する場合があります)

長島 裕子 (PT 専攻教員)

知名規人 (OT 専攻教員)

大矢 薫 (RP 専攻教員)

長谷川 千種 (共通専攻助手)

向田 怜史 (事務局長)

口頭での相談がしにくい、急がなくても良いので話を聞いてほしい、という場合はハラスメント相談員・学習センター・保健室などに以下の内容をメモに記載して直接申し込んでください。なお、来学が困難等で直接の申し込みができない場合は、電話や電子メールでご相談ください。

また、大学ホームページにも相談窓口情報があります。大学 TOP ページ下部にあるバナー「学生支援に関する窓口」から入り「健康や悩み事に関すること」に進むと相談窓口情報が記載されています。

メールアドレス : sodan@nur.ac.jp

- 件名:ハラスメント相談希望
- 専攻名、学籍番号、氏名
- 希望日時(第3希望程度まで記入すると調整がつきやすくなります)
- 連絡可能な手段(携帯電話・スマートフォン、メール)
- 簡単な相談内容(ハラスメントの種類ほか、記載できる範囲で構いません)

以下、相談を申し込んだ学生・保護者等を「相談申し立て者」といいます。

相談申し込み受け付け後の流れ

1. 本学のハラスメント防止委員会で、事例ごとに適した相談員2名(1名は相談申し立て者と同性の者)を選出します。
2. 選出された相談員の氏名および相談日時について、相談申し立て者の「連絡可能な手段」へ連絡します。
3. 相談申し立て者は、指定された日時に指定された場所(相談員の研究室など)に来室してください。
4. 相談開始

(2)相談後の対応

1. 被害者の保護

ハラスメント相談員は、相談申し立て者に対して、緊急保護処置が必要と判断した場合は、処置を施します。

2. 公正な調査

ハラスメント相談員からの勧告により、ハラスメント防止委員会で事実関係を調査する必要があると判断された事例については、ハラスメント調査委員会を設置し、公正な調査を実施します。

3. 加害者の処分

加害行為があったと判断された場合には、加害者および加害者の協力者に対して相応の処分を行います。学生の場合、「本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者」に該当するとされた場合は、懲戒処分に付されることがあります。

4. 事実の公表

ハラスメントの発生とそれに対処した経過を、被害者の同意を得た上で、プライバシーの保護に留意しながら公表します。

ハラスメント防止・調査・解決のための本学の組織

* 理事長・学長

保護救済措置の実行

加害者の処分

調査結果・処分の公表

* ハラスメント防止委員会(常置)

啓発活動

調査委員の任命

救済措置の勧告

公表文書の作成

* ハラスメント調査委員会(調査の必要が生じたときに設置)

事実関係の調査

調査結果の報告

* ハラスメント相談窓口(ハラスメント相談員)

相談

緊急保護措置の要請

各種対応策の要請

調査の勧告

○ ハラスメント相談に関する電話による問い合わせは

「0254-56-8292(大学代表)」

受付時間 平日 8:30~17:00

ただし、緊急時は随時対応します。

新潟リハビリテーション大学 学生支援企画委員会
ハラスメント防止委員会